

とくしま高齢者いきいきプラン策定評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護保険事業支援計画の策定並びにこれらの法律に基づき策定した計画（以下「計画」という。）の進捗状況に係る評価・点検に関し、必要な事項を協議するため、とくしま高齢者いきいきプラン策定評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等に関すること
- (2) 高齢者等の現状及びサービス実施の現況の分析に関すること
- (3) 圏域の設定等に関すること
- (4) 計画期間の各年度における高齢者等の状況に関すること
- (5) 計画期間の各年度ごとのサービス量の見込みに関すること
- (6) サービス供給体制、見込量の確保のための方策に関すること
- (7) 地域包括ケアシステム構築のための支援に関すること
- (8) その他計画の策定及び進捗状況に係る評価・点検に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 市町村の代表者
- (4) 介護保険の被保険者代表・費用負担関係者
- (5) 高齢者問題に関心をもつ者

3 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により、副委員長は、委員長の指名によりそれぞれ定める。

3 委員長は委員会を統括し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部長寿いきがい課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。
- 2 第3条第3項の規定に関わらず、この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、令和4年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年9月12日から施行する。
- 2 第3条第3項の規定に関わらず、この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、令和7年3月31日までとする。

とくしま高齢者いきいきプラン策定評価委員会公開要領

(趣旨)

第1条 この要領は、とくしま高齢者いきいきプラン策定評価委員会（以下「委員会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会開催の周知)

第2条 委員会開催の周知は、県のホームページへの掲載、報道機関への資料提供等により行うものとする。

2 公表の内容は、会議の名称、日時、場所、議題、傍聴手続きその他必要な事項とする。

(傍聴者の決定方法)

第3条 傍聴を希望するものは、指定された日までに、電話又はファクシミリにより、保健福祉部長寿いきがい課へ申し込まなければならない。ただし、傍聴申込者が定員に満たない場合は、委員会当日の口頭での申込みによる傍聴を認めるものとする。

2 傍聴申込者が定員を超えた場合は、先着順により決定する。

3 傍聴者の定員は、10名程度とする。

(傍聴者の遵守事項)

第4条 傍聴者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛にし、議事の円滑な進行を妨げないこと。
- (2) 委員会における発言に対して批判を加え、可否を表明し又は拍手をしないこと。
- (3) みだりに席を離れたり、他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (4) 委員長が特に認める場合を除き、撮影又は録音を行わないこと。
- (5) その他委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

2 傍聴者が前項の規定に違反する行為をしたと認めるときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは退場させることができる。

(報道関係者の取扱)

第5条 報道関係者の傍聴についても、この要領を準用する。ただし、第3条の規定は適用しないものとする。

(会議録の公開)

第6条 委員会の会議録は、県のホームページに掲載する。

2 前項の規定にかかわらず、非公開情報に関する会議録は公開しない。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、公開に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。